

大泉町小規模契約希望者登録申請の手引き

【一般的事項】

1. 概要

この登録制度は、大泉町が発注する契約のうち、競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登録されていない人で、契約することができる契約金額が少額で、内容が軽易な契約を希望する人を登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大しようとする制度になります。

なお、前回の申請時に登録をされた人も新たに申請が必要になります。

○ 少額で内容が軽易な契約について

- 修繕、工事については、1件の予定価格が200万円以下
- 委託業務又は役務の提供等は、1件の予定価格が100万円以下
- 物件（機械、器具）の借入れは、1件の予定価格が80万円以下
- 物品の購入は、1件の予定価格が150万円以下

○ 登録できる者

- 大泉町内に主たる事業所を有する者
 - ・個人、法人を問いません。
 - ・建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等を問いません。

○ 登録できない者

- 大泉町内に主たる事業所を有しない者（他の市町村に主たる事務所を置く者）
- 確定申告をしていない者
- 町税等の滞納がある者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 精神の機能の障害により希望業種の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 大泉町の競争入札参加資格審査申請により資格者名簿に登録されている者

- 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- 公共発注の相手方として不相当と認められる者
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有する者

2. 登録者の取扱い

大泉町小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）を提出して書類審査に合格した人は、大泉町小規模契約希望者登録名簿（様式第2号）に登載して庁内に周知することで、大泉町が発注する際に業者選定の対象となります。なお、この制度は業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知おきください。

登録申請時の書類審査に合格した人については、この制度による登録業者となるため、登録認定通知を送付します。ただし、申請後又は登録後に大泉町の契約の相手方として不相当と認められた場合は、契約解除も含め登録を抹消の上、通知します。

3. 受付期間等

受付期間：令和7年8月1日（金）～令和7年8月20日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

受付場所：大泉町役場3階 企画部 財産管理課

受付時間：午前9時～午後5時まで
（正午から午後1時を除く。）

申請方法：申請書等を直接持参し提出してください。
（郵送による提出は受付を行いません。）

注意事項：令和7年8月21日（木）以降については、随時申請として受付をします。
（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

4. 登録の有効期間

この登録の有効期間は、令和7年9月1日（月）から令和9年8月31日（火）までとなります。その後は、2年ごとに改めて申請により登録をします。

※随時申請については、毎月10日までに受付したものを翌月1日に認定し、

毎月11日以降に受付したものは、翌々月の1日に認定します。また、随時申請の有効期間は、認定日から令和9年8月31日（火）までとなりますので、期日には余裕を持って申請してください。

5. 登録内容の変更

申請後に、廃業又は住所・代表者氏名等の重要な変更があったときは、速やかに大泉町小規模契約希望者登録変更届（様式第3号）を提出してください。

6. 登録を取り消したい場合

申請後に、廃業、営業停止等の事由により、登録の取り消しを希望するときは、大泉町小規模契約希望者登録抹消届（様式第4号）を提出してください。

【契約に関する事項】

1. 発注の方法

大泉町が小規模な案件を発注するときは、原則として複数の業者の見積合わせによって、最も低い価格を提示した業者と契約することになります。なお、見積を依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡（電話可）願います。見積合わせの結果は、速やかに発注課等の担当者から口頭又は電話等にて連絡します。

2. 契約の方法

契約業者となった場合は、発注課等の指示に従い、原則として書面（請書又は契約書）により契約します。ただし、発注課等の担当者から10万円未満の契約で書面を省略する旨の指示があったときは省略できます。ただし、履行期間が2ヶ月を超える契約については省略できません。なお、この制度による契約保証金は原則として免除されます。

3. 契約の履行

契約の履行は、大泉町契約規則、その他関係法令等に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、受注した契約は、原則として自らが履行し

なければならぬため、町が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

4. 請負代金の支払

請負代金の支払は、履行完了後に行う検査に合格後の請求に基づき、原則として口座振替の方法により支払います。支払期間は、工事の場合は、適法な請求を受けた日から40日以内、それ以外は、適法な請求を受けた日から30日以内となります。なお、現金払は行いませんので、注意願います。

5. 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令等又は町の規則や規程等に違反する行為は絶対に行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め、登録の抹消を行います。

6. 登録者名簿の公開

この制度による登録者名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を図る観点から大泉町のホームページに公開します。

【申請書の書き方】

1. 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。

2. 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

3. 代表者職・氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主は、商号がある場合は「代表」を記入してください。

4. 印鑑

法人は、印鑑登録した代表者印を使用してください。個人事業主は、実印でなくともかまいませんが、ゴム等の変形しやすいものは認めません（シャチハタ不可）。なお、申請書等に使用した印鑑は、登録期間中に見積書・請書・契約書・請求書等に使用しなければなりませんのでご注意ください。

5. 電話番号及びFAX番号、メールアドレス

電話番号は、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。また、FAX番号、メールアドレスがある場合は、函面等の連絡の際に便利ですので記入してください。

6. 希望業種

5業種以内であれば、内容に制限はありません。ただし、発注担当課等でこの内容を見て業者選定しますので、1欄1業種で受注を希望する順序で記入してください。なお、法的な許可等を要する場合はその名称を記入し、免許証等の写しを添付してください。

(業種例)

建設工事

業種	項目
土木	側溝、防護柵、標識、看板、遊具、交通安全施設、ブロック
建築	外構、外壁、防水、屋根、解体、板金、塗装、大工、左官、雨樋、内装、畳、建具、障子、ガラス、網戸、サッシ
電気	照明設備、配電設備、変電設備、防犯灯設置
管	浄化槽設置、上下水道設備、ガス管配管、給排水設備、給湯設備、空調設備、衛生設備
舗装	舗装
造園	剪定、伐採、除草、伐根

その他	その他
-----	-----

コンサルタント（委託業務）

業種
測量、建築設計、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士、計量証明、その他

物品購入

業種	項目
衣服類	制服、ユニフォーム、作業服、衣料品、靴
事務用品	文具、印章、書籍、事務機器、OA機器
印刷製本	封筒、ポスター、パンフレット、名刺、地図、冊子、伝票
燃料	ガソリン、灯油、軽油、LPガス、プロパンガス、潤滑油
車両	自動車、自転車、農業用機械
その他	生花、飲料品、食品、非常用食品、薬品、医薬品、写真、雑貨、学校用機材、運動用具、贈答品、鍵、保育介護用品、環境用品

役務の提供

業種	項目
情報処理	ソフトウェア開発、情報処理
イベント	映画・ビデオ製作、広告、イベント企画
写真製図	写真撮影、製図、複写、アルバム作成
運送	旅行業
翻訳通訳	翻訳、通訳
消毒駆除等	ねずみ・蜂類等の駆除、シロアリ
クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネン、寝具等の消毒
施設管理	保守管理、点検、清掃、警備
リース	OA機器のリース
廃棄物処理	資源回収、廃棄物運搬・処理

自動車整備	整備、点検、車検、板金、車両解体
その他	各種保険、葬祭

借入れ

業種	項目
機械、器具等	建設用機械

7. 添付書類

・法人の場合

- 現在事項全部証明書、または履歴事項全部証明書
1通（3か月以内に証明のもの）
- 代表者の印鑑証明書（社印）
1通（3か月以内に証明のもの）
- 完納証明書
1通（1か月以内に証明のもの）
- 暴力団排除の誓約書
1通（競争入札参加申請の様式を使用してください）

・個人の場合

- 身分証明書
1通（3か月以内に証明のもの）
- 未納のない証明書
1通（1か月以内に証明のもの）
- 課税証明書（非課税の場合は、非課税証明書）
1通（最新年度で1か月以内に証明のもの）
- 暴力団排除の誓約書
1通（競争入札参加申請の様式を使用してください）

※ 暴力団排除の誓約書については、大泉町のホームページよりダウンロードができます。

8. 注意事項

提出書類の不足及び記載事項に不備がある場合は、受理できません。その場合、全ての書類をお持ち帰りいただき、申請受付期間内に再提出していただくこととなります。記入誤りや記入漏れ、提出書類の不備等がないように十分ご注意ください。また、申請後に契約の相手方として不相当と認められる行為や、関係法令、町の規則や規程等に違反する行為をしないでください。違反等が確認され

た場合については、契約解除を含め、登録を抹消します。

9. その他

本登録制度や契約内容に関するの不服等は受けませんので、その旨をご理解の上、登録申請をしてください。

問合せ先 〒370-0595

大泉町日の出55番1号

大泉町役場3階 企画部 財産管理課

電話 0276-63-3111（内線381）